

素形材産業技術賞表彰規程(抜粋)

(目的)

第1条 この規程は、優秀な素形材産業技術の開発等によりわが国素形材産業の技術水準の進歩向上に著しく貢献した技術の開発者を表彰し、もってわが国素形材産業の振興に資することを目的とする。

(素形材産業技術の範囲)

第2条 この規程において、素形材産業技術とは、鑄造、鍛造、プレス成形、粉末冶金等によって素材に形状を付与した素形材に関する技術及び、これらと密接な関連を持つ鑄造機械、鍛圧機械、金型、木型、工業炉、熱処理等に関する技術とする。

(表彰の対象者)

第3条 次の各号の一に該当する素形材産業技術の開発等に顕著な功績を収めた技術開発者を表彰の対象とする。

- (1) 素形材の品質、性能の向上に寄与する素形材産業技術の開発
- (2) 素形材生産の効率化に寄与する素形材産業技術の開発
- (3) 作業環境の改善又は安全性の向上に寄与する素形材産業技術の開発
- (4) 環境の保全(公害防止、廃棄物処理・再生利用、地球環境保全)に関する素形材産業技術の開発
- (5) 資源及びエネルギー使用の効率化に寄与する素形材産業技術の開発
- (6) その他素形材産業の発展に極めて貢献度の高い素形材産業技術の開発

産業デザイン財団賞規程

一般財団法人産業デザインからの助成金をもって産業デザイン財団賞を設置する。

産業デザイン財団賞の受賞者は、当素形材センターが毎年実施する素形材産業技術賞表彰規程第3条に定める表彰対象者のうち、中小企業の経営者自らが開発者である受賞者の中から適当と認める者1名、ないし2名を当該表彰委員会の選考に基づき、理事会において決定し、賞状および金一封を贈呈する。

(注) 一般財団法人産業デザイン

令和元年8月「わが国に於けるあらゆるものづくりに関わる研究や技術の中で、特に樹脂を含む新素材の開発分野や新加工分野に対して、わが国の産業や経済の発展に貢献、寄与する事」を目的として設立。

令和2年2月 「中小企業の自立に関する育成助成事業」等を開始

令和2年6月 素形材産業技術賞への助成決定